

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年9月まで

申立期間については、私がA市町村の実家に帰った後の昭和59年4月ごろ、母と一緒にA市町村役場(当時)へ行き、国民年金の加入手続を行うとともに、さかのぼって2年分の国民年金保険料を納付したので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年9月については、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、60年9月18日にA市町村(現在は、B市町村)において払い出されている上、オンライン記録によると、申立期間直後である58年10月から59年3月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できること、ii)申立人が所持する年金手帳によると、62年6月1日付けで転入したC市町村において、国民年金の資格取得日(はじめて被保険者となった日)が57年4月1日から58年10月1日に訂正されていることが確認できるのに対し、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は、62年7月20日付けで57年4月1日から58年9月1日に変更されていることが確認できることから、行政側の記録管理に不備が認められること、iii)申立人及びその母親は、国民年金の加入手続を行った際、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと供述していることからみて、申立人は、60年9月ごろに国民年金の加入手続を行い58年9月から2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したものの、納付した最初の月に当たる同年9月の保険料が誤って未納と記録されたものと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和57年4月から58年8月までの期間については、上記の国民年金手帳記号番号払出時点では、当該期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間のうち昭和 57 年 4 月から 58 年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで

私は、昭和37年11月にA社を退職した後、父が経営するB事業所に事務員兼家事手伝いとして勤務していた。当時、両親が共同経営者であった叔父夫婦と私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も両親が納付してくれていたと思う。申立期間が、国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年3月12日に申立人の両親と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の両親と同時期に行われたものと推認される。

また、申立期間当時、申立人が勤務していたB事業所の共同経営者である申立人の叔父は、「申立人の国民年金保険料は、私たちの保険料と一緒に申立人の父親が納付してくれていたと思う。」と供述しているところ、申立人の叔父夫婦の国民年金保険料は、国民年金の加入当初から納付済みとなっているとともに、申立人の父親の保険料についても、加入当初の昭和40年4月から納付されていることを踏まえると、申立人の父親が、同年4月以降の期間について、自身と同時期に国民年金の加入手続を行った申立人の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和37年11月から40年3月までの期間については、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われる前の期間であり、加入手続をした時点で申立人が20歳に到達した36年*月*日にさかのぼって資格を取得（平成13年に厚生年金保険の記録が統合され、資格取得日を

昭和 37 年 11 月 21 日に訂正済み) していることから、当該期間当時は、国民年金保険料を納付することができない国民年金の未加入期間である上、申立人の両親についても、当該期間は国民年金の未加入期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡している上、B 事業所の共同経営者であった申立人の叔父からも、当時の保険料の納付状況について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、自営業であったため、市役所からの勧めで国民年金に加入した。

当時、戦没者未亡人会の方が集金に来てくれ、母親が、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について、母親は納付済みとされているのに、私だけが未納とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和50年*月の20歳到達月から現在に至るまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料を納付したとする母親は、国民年金制度創設の昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間において、老齢基礎年金の満額受給に必要な保険料を納付していることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の母親は、「申立人の国民年金保険料については、国民年金に加入した当初に20歳までさかのぼって納付した。」と供述しているところ、A市町村保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間前の昭和50年*月から51年3月までの国民年金保険料については、52年12月6日に過年度納付されており、申立期間後の同年4月から同年12月までの保険料については、53年1月に検認されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人の住所及び職業に変更はなく、生活状況に特段の変化は見られないことから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで
年金事務所からの回答では、申立期間は国民年金保険料の未納期間とされている。しかし、私は、申立期間については、社会保険のない事業所に勤務したため、父親に国民年金の加入手続をしてもらい、毎月、私が母親に手渡した生活費の中から、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間だけ未納にしておくはずがないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金被保険者期間において国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の両親は、国民年金に任意加入しており、60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間において保険料をすべて納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月12日に払い出されているところ、その時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立人及び申立人の母親に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間後の昭和51年度から55年度までの期間について、申立人及びその母親の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、申立期間において、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年8月1日まで

私は、昭和45年5月1日から49年10月31日までA事業所で勤務したが、47年4月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同事業所には事務職で採用されたのだが、途中、販売もすることになり、その時はC社に籍が移っていたこともあったが継続して勤務していた。自分では、申立期間がどちらの事業所に籍を置いていた期間であったか覚えていないが、退職するまでA事業所の指示により継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、申立人はC社で昭和46年2月21日に資格取得し、47年3月31日に離職していることが確認でき、これは、厚生年金保険被保険者記録と符合しており、同社離職後の同年4月1日にA事業所において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、B社の事業主は、「当時は、全員正社員で雇用した。また、社会保険は全員入社と同時に加入させており、C社に出向していた社員が戻ってきた時にはまたすぐに加入させていたと思う。」と供述しているところ、申立人と同様にC社に移籍したことのある同僚は、同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、引き続きA事業所で資格取得していることが確認できることから、

申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、「当時の事業主は既に死亡し、資料も保管していないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から44年3月まで
申立期間については、父の勧めで、私が、A市町村役場で、国民年金の加入手続を行い、毎月、B銀行（当時）の職員に国民年金保険料を渡して納付していた。未納とされていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年6月13日に払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、当該記号番号払出日以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金の資格取得日は、上記のとおり、国民年金の加入手続が行われたものと推認できる昭和44年6月時点で、申立人が20歳に到達した40年*月*日にさかのぼって取得していることから、当該加入時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は「父の勧めで国民年金の加入手続を行い、毎月、B銀行の職員に国民年金保険料を渡して納付していた。」と主張しているが、申立人に国民年金加入を勧めたとする申立人の父親は既に亡くなっているとともに、申立期間の国民年金保険料を渡していたとするB銀行の職員の氏名及び所在について、申立人は不明であると供述している上、当該銀行は既に解散していることから、これらの者から申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から56年5月まで

昭和55年7月ごろに母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私が持っている年金手帳には「初めて被保険者となった日」が、同年7月26日と記載されており、これが保険料を納付していた証拠である。年金手帳の国民年金の記号番号が抹消されて基礎年金番号に書き換えられたことも納付できないので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が所持する年金手帳に『初めて被保険者となった日』が昭和55年7月26日と記載されていることから、このころに母親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(*)は、昭和55年8月12日にA市町村において、夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、夫婦共に「誤適用」の押印があり、当該年金手帳記号番号が取り消されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

なお、申立人の夫は、昭和55年7月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから加入手続の際に、この日付を申立人が強制加入となる「初めて被保険者となった日」と記入されたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間において国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の母親については、健康上の理由から申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない上、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から52年7月31日まで

私は、職業安定所の紹介で昭和49年3月にA社へ就職し、重機部でダンプの運転手として勤務した。ねんきん定期便の通知では、就職から半年後の同年9月1日付けで資格喪失となっているが、就職後1年3か月ほど、B社の下請けでC施設構内の厚板工場の作業に従事し、その後は、構外の工事現場への資材運搬及び現場作業に従事していた。A社の経営が悪化し、社長が交代してしばらく後に退職したが、それまでの期間、同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月にA社に就職し、社長が交代した後、経営が厳しい状況であった52年7月末ごろまでは同社で勤務していたと申し立てているところ、同社の商業登記簿によると、同年6月22日付けで代表取締役が交代していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、「A社の社長が交代し、経営が厳しい状況であった時期に、申立人が同社で勤務していたことを記憶している。」と供述していることに加え、申立人が同じ時期に退職したと主張している同僚に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和52年7月22日であることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿に記録があり、連絡が取れた複数の同僚は、「A社では、厚生年金保険への加入は、本人の希望に基づいており、加入を希望しない従業員も多くいた。」と供述している。

また、申立期間当時のA社の元取締役からは、「当時、多くの従業員がいたので、厚生年金保険への加入は、本人の希望に基づいて手続していた。途中か

ら加入する従業員もいれば、途中で加入を辞める従業員もいた。」旨供述していることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時、交代のあった代表取締役二人も死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立期間当時、申立人及びその妻は、国民年金の申請免除手続を行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。